

2 教政第 6 号
2 教高第 41 号
2 教特第 22 号
2 教学第 25 号
2 教保第 23 号
2 教ス第 12 号

令和 2 年（2020 年）4 月 8 日

県立学校長 様

教 育 長

感染対策強化期間に対応した県立学校の臨時休業の実施について（通知）

このことについて、別紙のとおり対応することとしましたので、遺漏のないようお願いします。

教育政策課総務係 （課長）早川恵利 （担当）井澤克行 電 話 026-235-0111（代表）内線 4313 026-235-7421（直通） ファクシミリ 026-235-7487 E-mail kyoiku-somu@pref.nagano.lg.jp	高校教育課管理係 （課長）井村敏明 （担当）服部靖之 電話 026-235-7430（直通） 026-232-0111（代表）内線 4364 FAX 026-235-7488 E-mail koko@pref.nagano.lg.jp
特別支援教育課指導係 （課長）坪井俊文 （担当）浦野憲一郎 電話 026-235-7456（直通） 026-232-0111（代表）内線 4372 FAX 026-235-7459 E-mail tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp	学びの改革支援課 高校教育指導係 （課長）曾根原好彦（担当）北澤 潔 電話 026-235-7434（直通） F A X 026-235-7495 E-mail kyogaku@pref.nagano.lg.jp
保健厚生課保健・安全係 （課長）宇都宮純 （担当）下倉幸江 小田切優美 佐藤知子 電話 026-235-7444（直通） 026-232-0111（代表）内線 4447 FAX 026-234-5169 E-mail hokenko@pref.nagano.lg.jp	スポーツ課学校体育係 （課長）北島隆英 （担当）小林秀樹 電話 026-235-7448（直通） 026-232-0111（代表）内線 4465 FAX 026-235-7476 E-mail sports-ka@pref.nagano.lg.jp

(別紙)

感染対策強化期間に対応した県立学校の臨時休業の実施について

令和2年4月8日 長野県教育委員会

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部から、4月8日別添資料のとおり学校の臨時休業等について要請がなされた。これを受け、県立学校については以下の点を考慮し、臨時休業を実施する。

- ・感染発生地域を含む広域から感染リスクがある公共交通機関を利用して通学しているという特性。
- ・学校内における「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声する密接場面」のいわゆる「三密」回避の徹底の必要性。

1 休業期間

県立中学校・高等学校は4月10日(金)、県立特別支援学校は4月10日(金)または4月11日(土)から、いずれも4月24日(金)まで臨時休業する。

2 休業開始までの準備

休業中の学習課題・学習方法の指導準備、生活・健康管理についての連絡方法の確認を行い、児童生徒の休業中のサポート体制を整える。

また、休業中の児童生徒の居場所を確保するとともに、安否確認の方法について把握する。

3 休業期間中の学校の対応について

(1) 学習指導に関すること

臨時休業により、児童生徒の学習に著しい遅れが生じないように、以下の例を参考に必要な措置を講じるとともに、休業中の学習について児童生徒及び保護者に対する助言を行う。

- ・児童生徒の実態を踏まえ、教科書に基づく家庭学習を課す。
- ・教科書と併用できる適切な教材や授業動画などを提供する。
- ・文部科学省「子供の学び応援サイト」等のWEB情報の活用を促す。
- ・家庭で授業動画等を見られない児童生徒は、登校し学校で視聴できるよう配慮する。 等

(2) 生活指導に関すること

児童生徒に対しては、不要不急の外出を控えること、外出した場合でも「三密」を満たす場所は避けることを指導するとともに、毎日の検温など体調管理を徹底する。

また、自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、体調の悪いときや家族も含めて感染者や濃厚接触者となった場合には速やかに学校へ連絡するよう徹底する。

なお、特に配慮を要する場合は、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等と連携し、電話連絡や家庭訪問をするなど、児童生徒の心のケア等に十分配慮する。

(3) 登校日の設定等について

児童生徒の学習状況の確認、生徒指導、健康観察等を行うことを目的に、必要に応じて登校日を設定する。

なお、児童生徒を登校させる場合には、登校前に家での検温等健康チェックをした上で、分散して登校させることや室内の机間を広げる工夫をするなどの感染拡大防止のための措置を講じる。

また、児童生徒や保護者が登校について不安を持ち、保護者の判断により児童生徒が登校を見合わせた場合、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。

(4) 部活動について

臨時休業中には、一切部活動は行わない。

4 非常勤講師等の業務体制の確保

学校の実情に応じ、非常勤講師等の業務として、休業中の児童生徒の家庭学習課題の作成、点検等を担当してもらうなど働く場の確保を図る。

5 特別支援学校の児童生徒の学校での受け入れ

保護者が仕事を休めない場合等で、家庭において一人で過ごすことが難しい児童生徒については、学校において居場所として受け入れる。なお、昼食の提供とスクールバスによる送迎を行う。

6 放課後等デイサービスの学校施設の活用

放課後等デイサービスのニーズが高まることが考えられるため、密集性を回避し感染を防止すること等から、特別支援学校の施設を積極的に貸し出す。

7 児童生徒及び保護者への説明

休業の趣旨及び休業期間中における学校の対応、休業後における教育活動のあり方等について児童生徒及び保護者に対して丁寧な説明を行い理解を求める。

長野県の現状を踏まえた対応について

令和2年4月8日

1 長野県における現状の認識

長野県の現在の感染状況は、1例を除き、感染経路が特定でき、いずれも県外において感染したと推測できること、また、クラスターが発生していないことから、域内発生早期（レベル1）の状況と判断している。

しかしながら、現在の状況は、ウィルスの潜伏期間を考慮すると2週間前の状況を反映したものであり、先週末から今週にかけて、感染者の発生地域が7医療圏まで拡大するとともに、PCR検査件数や帰国者・接触者相談センター相談件数が増加している現状を鑑みると、域内感染発生期（レベル2）へのリスクが高まっている。

また、近県において感染源が特定できない感染者の増加や7都府県への緊急事態宣言の発出を総合的に考慮すれば、明日から2週間（4月22日まで）が、県内の感染拡大防止にとって重要であるため、この期間を「感染対策強化期間」と位置付け、県民に対する感染防止の取組の強化を呼びかけることとする。

2 県民等に対する知事メッセージについて

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止し、県民の皆様の生命と健康を守るため、知事からメッセージを発出する。

3 学校の取扱いについて

上記の認識のもと、市町村に対し、概ね2週間程度は、圏域ごとの状況を踏まえ、学校の臨時休業を含め子どもの感染リスクを下げるためのさらなる取組の検討を要請する。

4 保育所、放課後児童クラブ等の取扱いについて

保育所、放課後児童クラブ等については、家に一人であることができない年齢の子どもが利用する施設であることから、感染リスクを下げる取組（いわゆる「三密」（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声する密接場面）の回避、消毒、定期的な検温などの健康管理、咳エチケットなど）を徹底して、運営いただきたい。

特に、密集する環境をできる限り回避するため、市町村から保護者に対し、家庭等で保育が可能な場合は、児童の登園・利用を控えるようお願いすることも検討していただきたい。

新型コロナウイルス感染症に対応するための今後の施策の方向性 (素案)

長野県教育委員会

県内で学ぶすべての子どもたちがこの危機から立ち直るためには、県と市町村が目標を共有し、連携して一緒に取り組んでいくことが重要です。

このため、Ⅰの状況認識のもとⅡに掲げる取組方針に沿って施策を展開してまいります。

I 状況認識

- 新型コロナウイルス感染症については、東京をはじめ都市部を中心に感染者が急増し、感染経路が不明な感染者も増加。国においては、4月7日特措法に基づく「緊急事態宣言」を東京都など7都府県に発出
- 長野県はこの緊急事態宣言による対象地域ではないものの、感染者の発生が7医療圏まで拡大するなど、域内感染発生期（レベル2）へのリスクが高まっており、4月9日から4月22日までの2週間を県内の拡大防止のために重要な「感染対策強化期間」とした。
- また、県は、4月14日、新型コロナウイルスの感染が拡大する長野圏域及び松本圏域における発生段階区分を域内感染発生期（レベル2）に引き上げ、両圏域に「新型コロナウイルス警戒宣言」を発令
- 県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症長野県対策本部からの要請を受け、子どもたちの命と健康を守るため、県立学校で4月10日から2週間の臨時休業を実施
- 県の方針では、域内まん延期（レベル3）で、学校も含めた地域一斉の臨時休業措置をとることが想定されているが、今後の収束を見通すことは極めて困難であり、再度の臨時休業や、学校を再開したとしても、分散登校など、制限された状況での学校運営が想定される。
- このような状況下、子どもたちの学びをどのように保障していくかは大きな課題
- このため、

■ 子どもたちの命・健康を守る

■ 子どもたちの学びへの影響を最小限に抑える

という2つの観点から、状況の変化に注視しながら、必要な施策を着実に進める。

Ⅱ 取組方針

1 子どもたちの命・健康を守る

地域の感染状況に応じて、学校設置者としての判断により臨時休業措置を行うことや学校を再開する場合でも分散登校を段階的に行うなど、子どもたちの命・健康を守ることを第一に考えます。

また、学校における基本的な感染症対策を徹底するとともに、登校等に不安を感じる児童生徒に対しては心のケアを含め、適切な対応を行います。

【県立学校・市町村立学校での対応】

- 学校内、部活動等における基本的な感染症対策（手洗い、咳エチケット、消毒等）や3密を避ける取組（換気、密集しない工夫、マスクの着用等）の徹底
- 児童生徒に対し、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識をもとに、差別や偏見を生まない指導の徹底
- 家庭訪問等による児童生徒の状況確認、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを派遣し担任や養護教諭と連携した心のケアを図る。
- 不安を感じ、登校を見合わせた児童生徒については、校長が出席しなくてもよいと認めた日とし、欠席扱いとしない

2 子どもたちの学びへの影響を最小限に抑える

(1) 学校を閉じても学びは止めない

学校の臨時休業や分散登校など平常時の授業を行うことが困難な場合においても、子どもたちの学びを保障できるよう、遠隔教育の実施など学校や児童生徒の実情に応じて、家庭等でも学び続けられるように取り組みます。

① 臨時休業中でも学習評価につながる学びの環境整備

学校に登校できない児童生徒に対して家庭学習を充実させるとともに、その成果を学校における学習評価に反映できる仕組みを構築する。

【県立学校・市町村立学校での対応】

（地域や学校の状況に応じた学習機会提供の充実）

- 学習プリント等の紙媒体の教材配付
- メールやHP等を利用した課題の配信
- ケーブルテレビ等を活用した授業の配信
- NHKEテレのTV放送を活用した学習（臨時休業中の児童生徒向け番組を特別編成で放送）

- インターネット上にアップされている学習ポータルサイトや授業動画等の活用
- 民間事業者のサービスを活用し、各校独自の教材や授業動画等の配信
- テレビ会議システム等を活用し、双方向型のオンライン授業の実施

(学習評価の方法)

- 登校日や分散登校等による課題の受け取り
- 家庭訪問や郵便等による課題の回収
- 民間事業者のサービスを活用した課題の受信
- オンライン授業による課題の確認

【県教育委員会による支援】

- 学習プリント集や授業動画の充実
- 『長野県学びポータルサイト』（仮称）を構築し、教材や授業動画を一括配信

② 今回の教訓を踏まえ、すべての学校でオンライン授業を実施するための環境整備

I C T端末や通信環境の整備は、地域・学校により様々であるが、不測の事態により児童生徒が登校できない場合に備え、学びが継続できる環境を早急に整備する必要がある。

【県立学校・市町村立学校での対応】

(ハード面の整備)

- 義務教育段階における児童生徒1人1台パソコンの整備を進め、子どもが家庭に持ち帰ってオンライン授業を受けることができるよう環境を整備
- 無線LAN環境のない家庭に対するモバイルルータの貸し出し

(ソフト面の整備)

- ハード面の整備が完了するまでの間に、教師側のI C T活用習熟度を向上

〈例〉

- 習熟度1:生徒の出欠や健康観察等ができる程度のビデオ会議システムの活用に慣れる
- 習熟度2:授業支援用アプリケーションの使用方法に慣れる
- 習熟度3:ビデオ会議システムと授業支援用アプリケーションを使った双方向のオンライン授業に慣れる

- 各家庭に対し、I C T機器活用にあたって必要な情報の提供及び理解の向上

【県教育委員会による支援】

(ハード面の整備)

- 県企画振興部と連携し(スマートエデュケーションP J チーム)、I C T機器導入にあたっての課題等に対する相談支援

(ソフト面の整備)

- 教員の習熟度の内容を具体的に設定し、市町村教育委員会や学校等に指導主事、県職員等を派遣して研修を実施
- 児童生徒が家庭で安心してオンライン学習に取り組むための準備
 - ・I C T機器活用に関する保護者用パンフレット等を作成
 - ・機器の設定や操作方法を説明した動画、情報セキュリティ・情報リテラシーに関する動画を『長野県学びポータルサイト』(仮称)で公開
 - ・情報通信環境が未整備で不安を抱える家庭に対する操作方法の説明

(2) 学びを加速する

休業が長期化し、教育課程の実施に支障が生じる事態も想定される中、学校の再開に向け、休業期間中の学習の遅れを取り戻すための計画をたてておくこととともに、より効果的な授業を行うことができるよう環境整備に取り組みます。

【県立学校・市町村立学校での対応】

(学校での学び)

- 授業時間の確保(時間割編成の工夫、学校行事の精選、長期休業期間の短縮等)
- I C Tを活用したより効果的な授業のための工夫
- 放課後等の時間を活用した補習の実施

(家庭等での学び)

- (1)の②を踏まえたI C T活用による家庭学習の充実

【県教育委員会による支援】

- 学習指導員等非常勤講師の配置
- 安心して受験(高校入試)ができる環境の整備